

第6-20表 自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質の測定結果及び環境基準対比（平成19年度）

市 町	測 定 局	対 象 道 路	年平均値	1時間値 の最高値	1時 間 値 が 0.20mg/m ³ を超 えた時間数	日 平 均 値 が 0.10mg/m ³ を超 えた日数	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価に よる日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数
			mg/m ³	mg/m ³			mg/m ³	
尼 崎 市	武 庫 川	国 道 4 3 号	0.027	0.252	13	2	0.068	0
	砂 田 こ ど も 広 場	県 道 米 谷 昆 陽 尼 崎 線	0.025	0.204	2	1	0.063	0
西 宮 市	六 湛 寺	国 道 2 号	0.025	0.317	16	1	0.064	0
	津 門 川	国 道 4 3 号	0.029	0.215	4	0	0.075	0
	河 原	国 道 1 7 1 号	0.021	0.228	11	1	0.062	0
	甲 子 園	国 道 4 3 号	0.028	0.251	13	1	0.076	0
	塩 瀬	国 道 1 7 6 号	0.025	0.237	10	1	0.063	0
芦 屋 市	打 出	国 道 4 3 号	0.026	0.260	13	1	0.068	0
伊 丹 市	緑 ケ 丘	国 道 1 7 1 号	0.031	0.28	14	1	0.071	0
宝 塚 市	栄 町	国 道 1 7 6 号	0.029	0.293	15	1	0.074	0
川 西 市	加 茂	県 道 尼 崎 池 田 線	0.029	0.273	14	1	0.064	0
神 戸 市	東 部	国 道 4 3 号	0.027	0.268	14	1	0.079	0
	西 部	阪 神 高 速 道 路	0.028	0.247	15	1	0.077	0
	垂 水	国 道 2 号	0.044	0.467	28	10	△ 0.105	8
	西 神	国 道 1 7 5 号	0.027	0.297	11	2	0.068	0
	北 神	中 国 自 動 車 道	0.023	0.229	7	1	0.064	0
明 石 市	林 崎	県 道 明 石 高 砂 線	0.046	0.210	4	8	0.106	4
	小 久 保	国 道 2 号	0.032	0.293	15	5	0.090	0
加 古 川 市	平 岡	国 道 2 号	0.036	0.256	12	2	0.084	0
	鳩 里	国 道 2 5 0 号（明姫幹線）	0.033	0.28	13	2	0.083	0
高 砂 市	中 島	国 道 2 5 0 号（明姫幹線）	0.027	0.256	12	1	0.071	0
小 野 市	上 本 町	県 道 加 古 川 小 野 線	0.027	0.244	10	1	0.071	0
姫 路 市	船 場	国 道 2 号	0.026	0.295	12	4	△ 0.079	0
	飾 磨	県 道 姫 路 港 線	0.023	0.284	11	1	0.074	0
相 生 市	池 之 内	国 道 2 号	0.027	0.336	10	2	0.076	0
豊 岡 市	小 尾 崎	国 道 3 1 2 号	0.020	0.211	2	0	0.054	0
全 局 平 均			0.029	0.269			0.074	

- （参考） 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「1年間全ての測定日数の1日の平均値を対象に評価し、日平均値の高い方から2%分を除外した後の最高値（2%除外値）が0.10mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
- 短期的評価における環境基準の達成とは、「測定を行った日または時間について評価し、1時間値が0.20mg/m³以下、かつ、日平均値が0.10mg/m³以下であること。」をいう。
- 2 この表において、「日平均値の2%除外値」の欄で「×」は2%除外値が0.10mg/m³を超過したことを、「△」は、2日連続で日平均値が0.10mg/m³を超過したことを示し、長期的評価において環境基準が未達成であることを示す。
- 3 この表において「1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数」の欄、または、「日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」の欄が1以上の数値である地点は、短期的評価で環境基準が未達成の日があったことを示す。
- 4 （ ）は有効測定時間数に達していない値を表す。又、全局平均値算定外とした。